

香芝市告示第1号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音について規制する地域における規制基準を次のとおり変更し、令和2年1月10日から適用しますので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示します。

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から 午後6時まで	朝・夕 午前6時から 午前8時まで、 午後6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時 まで
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区（第三種区域に該当する区域を除く。）及び歴史的風土保存区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）並びにその他の区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル

2 次に掲げる施設（1に規定する第一種区域内に所在するものを除く。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とします。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園